

～互いの人権を尊重し、支え合いながら  
人にやさしいまちの実現をめざして～

(「高森町人権教育・啓発第2次基本計画」から)



【高齢者の人権】

総務省発表の人口推計によると、65歳以上の高齢者は過去最多を更新、総人口に占める割合も28.7%で過去最高となりました。そのような中、高齢者への人権侵害については、「悪徳商法の被害が多いこと」、「経済的に自立が困難なこと」、「働く能力を発揮する機会が少ない」、「邪魔者扱いされ、つまはじきにされる」(内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」から)など、様々な場面で生じています。

こうした人権侵害が起こる要因として、「高齢者に対するイメージ」が影響していると言われていています。高齢であっても、働いたり地域活動に参加したりする方も多く、ライフスタイルや価値観も様々です。高齢者に対する決めつけた考え方や接し方は、差別にもつながっていきます。

本町では、平成30年3月に「第7期高森町高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定し、すべての高齢者が生きがいと社会参加の機会を持ちながら、快適かつ安心・安全に長寿を全うすることのできる環境づくりや仕組みづくりに取り組んでいます。

加齢に伴う衰えは、誰もが避けることはできません。そして、誰もが最後まで人としての尊厳を全うしたいと願っています。高齢者一人ひとりの生き方や考え方が尊重される家庭・地域・職場等を作っていきます。

問 高森町教育委員会社会教育係

☎ 62-0227

スマホで学べる！  
令和2年度熊本県人権啓発Web講座

熊本県では、人権を大切にする考えを広め、県民の皆さまに様々な人権問題について理解していただくため、標記の講座を開講します。

この講座は、熊本県人権関係登録講師など10名の講師による研修動画をオンラインで見て学ぶものです。スマートフォンやパソコンなどの端末とインターネットにつながる環境があれば、開講期間中はいつでも、どこでも、だれでも、無料で受講できます。ぜひご利用ください。

- 内容 各30分の人権講話10コマ  
(受講テーマは自由に選べます。)
- 期 日 令和2年(2020年)12月25日(金)まで
- 申 込 下のQRコードを読み取り、専用申込みフォームから氏名、所属等、メールアドレスを記入して申込み。

【受講の流れ】

- ①専用申込みフォームから申込む。
- ②申込み後、研修動画を見るためのURLがメールで送られる。
- ③見たい動画のURLを選んでクリックすると、YouTubeにジャンプ。
- ④動画を見て学習する。
- ⑤見終わったらアンケートに答える。(任意)

詳しくは

熊本県人権センター

検索



問 熊本県人権センター

☎ 096-333-2299

女性に対する  
暴力をなくす運動について

毎年11月12日から11月25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、決して許されるものではありません。

この期間には、全国各地で女性に対する暴力に関連したさまざまな取組が行われます。この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力をなくすことについて考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

DVに関する相談

- ♥ 熊本県女性相談センター ☎ 096-381-7110
- ♥ 熊本県警察本部警察安全相談室 ☎ 096-383-9110  
(24時間対応) #9110 (プッシュ回線)

人権擁護委員の再任

令和2年10月1日付けで法務大臣より佐藤謙二氏(大字高森)及び後藤政藤氏(大字永野原)が人権擁護委員に委嘱(再任)されました。

人権擁護委員は1期3年として、皆様の人権が侵害されないように監視し、人権侵害された方があれば相談相手となり救済を模索し、正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の普及について尽力いただいています。

高森町では他に、佐伯一美氏(大字上色見)、野尻はるみ氏(大字津留)が人権擁護委員を務めておられます。

ご相談等ございましたら、お気軽にご連絡ください。



佐藤 謙二 氏



後藤 政藤 氏

借金の返済でお困りの方



● 「このまま返済していくのは難しい」「困っているけど、誰にも知られたくない」このような事で、相談を迷っていませんか?解決に向けて一緒に考えていきましょう。

● 「もうこれ以上肩代わりできない」「友達がお金の事で悩んでいるようだ」ご家族やお友達などからのご相談もお受けいたします。

必要に応じ、弁護士・司法書士等の専門家におつなぎします。まずは、相談窓口へお電話ください。※相談無料・匿名可・秘密厳守  
受付時間：月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く)  
9時から17時(12時から13時を除く)

問 財務省九州財務局 多重債務相談窓口  
☎ 096-351-0150 (直通)  
熊本市西区春日2丁目10番1号  
(熊本地方合同庁舎A棟7階)



窓やベランダからの子どもの  
転落事故に注意しましょう



窓やベランダからの転落事故は、3～4歳の子どもに多く発生しており、2階からの転落でも入院等が必要と診断される例が多く見られます。

小さなお子様がいらっしゃる保護者の方々におかれましては、事故防止の観点から以下の点についてご注意ください。お願いします。

- 窓やベランダの手すり付近に台となる物を置かないようにしましょう。  
※特に室外機の置き場所を工夫しましょう。
- 窓やベランダの手すりに劣化がないか、定期的に点検しましょう。
- 子どもが勝手に窓を開けないよう、子どもの手が届かない位置に補助錠を付けましょう。
- 子どもだけを残して外出しないようにしましょう。
- 窓を開けた部屋やベランダでは子どもだけで遊ばせないようにしましょう。
- 子どもが窓枠で遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりしないように注意しましょう。